

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月19日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第21号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和32年佐賀県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表第1 適用区分表（第2条関係）			別表第1 適用区分表（第2条関係）		
勤務箇所	職員	調整数	勤務箇所	職員	調整数
略			略		
県立の特別支援学校	略	<u>1.25</u>	県立の特別支援学校	略	<u>1</u>
市町立中学校及び市町立小学校		<u>1.25</u>	市町立中学校及び市町立小学校		<u>1</u>
略			略		
別表第2 調整基本額表（第2条関係）			別表第2 調整基本額表（第2条関係）		
ア 行政職給料表			ア 行政職給料表		
職務の級	調整基本額		職務の級	調整基本額	
1級	<u>6,500円</u>		1級	<u>6,600円</u>	
2級	<u>8,400円</u>		2級	<u>8,500円</u>	
略			略		
6級	<u>11,100円</u>		6級	<u>11,200円</u>	
7級	<u>12,000円</u>		7級	<u>12,100円</u>	
略			略		

改正前		改正後	
イ 公安職給料表		イ 公安職給料表	
職務の級	調整基本額	職務の級	調整基本額
略		略	
2 級	<u>8,700円</u>	2 級	<u>8,800円</u>
略		略	
5 級	<u>11,200円</u>	5 級	<u>11,300円</u>
6 級	<u>11,500円</u>	6 級	<u>11,600円</u>
略		略	
ウ 医療職給料表(二)		ウ 医療職給料表(二)	
職務の級	調整基本額	職務の級	調整基本額
略		略	
4 級	<u>9,600円</u>	4 級	<u>9,700円</u>
略		略	
6 級	<u>11,200円</u>	6 級	<u>11,300円</u>
略		略	
エ 医療職給料表(三)		エ 医療職給料表(三)	
職務の級	調整基本額	職務の級	調整基本額
1 級	<u>8,000円</u>	1 級	<u>8,100円</u>
略		略	
5 級	<u>10,300円</u>	5 級	<u>10,400円</u>
略		略	
オ 高等学校等教育職給料表		オ 高等学校等教育職給料表	
職務の級	調整基本額	職務の級	調整基本額
1 級	<u>8,900円</u>	1 級	<u>9,000円</u>

改正前		改正後	
2 級	11,000円	2 級	11,100円
略		略	
3 級	11,900円（学校職員給与条例別表第 1 の備考の 2 に定める職員にあっては、 <u>12,100円</u> ）	3 級	11,900円（学校職員給与条例別表第 1 の備考の 2 に定める職員にあっては、 <u>12,200円</u> ）
略		略	
カ 中学校・小学校教育職給料表		カ 中学校・小学校教育職給料表	
職務の級	調整基本額	職務の級	調整基本額
略		略	
2 級	10,900円	2 級	11,000円
特 2 級	11,200円	特 2 級	11,300円
3 級	11,500円（学校職員給与条例別表第 2 の備考の 2 に定める職員にあっては、 <u>11,700円</u> ）	3 級	11,500円（学校職員給与条例別表第 2 の備考の 2 に定める職員にあっては、 <u>11,800円</u> ）
略		略	

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は、平成27年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則（別表第 2 の改正規定に限る。）による改正後の給料の調整額に関する規則の規定は、平成26年 4 月 1 日から適用する。